

第110号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の95」を「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の110」に、「100分の115」を「、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の130」に改める。

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の102.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の130」を「100分の122.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（説明）学校教育職員の勤勉手当に係る支給月数を改める必要がある。